

～ 熊本県警察からのお願い ～

中学生のみなさんへ

こんなことをしたら
警察につかまっちゃうよ。
社会のルールを守ろうね！！



熊本県警察マスコット
ゆっぴー

「万引き」「自転車盗」・・・

せつ とう ざい
窃 盗 罪



「万引き」や「自転車盗」など、人の物を盗む行為は、**窃盗罪**という犯罪で、**10年以下の懲役又は50万円以下の罰金**のととても重い犯罪です。



友達に「万引き」をさそわれて・・・

- 「私はそんなことしない」ときっぱり断る。
- 「用事があるから帰る」と言って店を出る。
- 「ダメだよ」と勇気を出して止める。



この他に、「見張りをする」「万引きした品物をもろう」なども犯罪です。



歩いて行くの面倒くさいなあ

- 面倒臭くても、絶対に人の自転車に乗っていつてはいけません。
- 放置された自転車でも乗り回したら、犯罪になります。
- 「自分の大切な物を盗まれたら、どういう気持ちになるだろう」と、相手の気持ちを考えましょう。



被害にあわないために



自転車から離れるときは
短時間でも鍵をかけましょう！！
二重ロックで防犯を！！

人や物への暴力・・・

ぼう こう ざい

しょうがいざい

き ぶつ そん かい ざい

暴行罪 ・ 傷害罪 ・ 器物損壊罪



- ・ 人に暴力をふるったら **暴行罪**
 - ・ 暴力をふるってケガをさせたら **傷害罪**
 - ・ 机やドアなど物をこわしたら **器物損壊罪**
- という犯罪になります。

インターネットで「死ね」などの暴言を投稿した場合、
侮辱罪、名誉毀損罪
などの犯罪になる場合があります。



友達がムかつくことを言ったから殴った・・・



- 自分の気持ちを言葉で伝えて、話し合いで解決しましょう。
- 先生や保護者など周りの大人に相談しましょう。
- 暴力では何も解決しません。
怒りの気持ちをコントロールする練習をしましょう。

いじめも絶対にダメ！！

冗談半分でからかったり、悪口を言ったり、仲間外れにするなど、相手が嫌な思いをすることは、「いじめ」です。



いじめも**窃盗罪**や**暴行罪**などの犯罪になる場合があります。

冗談半分でも、絶対に人を傷つけるようなことを言ったり、したりしてはいけません。
相手を思いやる、優しい心をもつことが大切です。



イライラして乱暴したくなったときは・・・

- お友達とけんかしたり、嫌なことを言われたりした時は、その場から離れて誰かに話を聞いてもらいましょう。
- スポーツや音楽など、自分が好きなことをして気分を変えましょう。



熊本県少年警察ボランティア連絡協議会・熊本県警察

